ヨコハマトリエンナーレ 2017 運営管理等業務委託に関するプロポーザル募集要項

1 目的

横浜トリエンナーレは、横浜市で3年に1度行われる現代アートの国際展です。これまで、 国際的に活躍するアーティストの作品を展示するほか、新進のアーティストも広く紹介し、世界 最新の現代アートの動向を提示してきました。2001年に第1回展を開催して以来回を重ね、世 界の情勢が目まぐるしく変化する時代の中で、世界と日本、社会と個人の関係を見つめ、アート の社会的な存在意義をより多角的な視点で問い直してきました。現在、当トリエンナーレは、横 浜市の創造都市施策のリーディング・プロジェクトとして位置付けられています。また、文化庁 からの支援を受け、ナショナル・プロジェクトとしての役割も担っています。

第6回展「ヨコハマトリエンナーレ 2017」は、主会場を横浜美術館と横浜赤レンガ倉庫1号館とする会場分散型で開催します。約3カ月という長期にわたる会期に多数の来場者が見込まれるため、効率的かつ円滑な運営管理を行うにあたっては、発生が予測される課題の解決能力や来場者へのおもてなしの視点等が求められます。

又、展覧会のテーマ・コンセプトやアーティスティック・ディレクター等の意向をふまえた上で、会場及び周辺地域の環境をいかした案内誘導の検討を行うとともに、緊急事態を想定した避難誘導・応急対応計画の策定など、危機管理能力も必要となります。

本プロポーザルは、高度で複合的な専門的知識及び経験並びに長期間にわたる大規模イベント の運営能力を有する業者を選定するために実施するものです。

2 委託名

ヨコハマトリエンナーレ 2017 運営管理等業務委託

3 委託内容及び履行期限

(1) 委託内容

会場運営管理業務、チケット販売センター業務、その他の業務 (詳細については、「業務説明資料」を参照してください。)

(2) 履行期限

契約の日から平成29年12月31日まで

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 応募者の資格

応募の資格を有する者は、(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす者とします。なお、(3)については、単体の企業及び共同企業体のいずれの場合も要件を満たす必要があります。

(1) 単体の企業の場合は、次の条件を全て満たすこと。

ア 平成 28 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿に登載され、所在地区分が市内又は準市 内、かつ営業種目「イベント企画運営等」に登録があること。

- イ これまでに、大規模イベント等の運営実績があること。 ※参加意向申出時に過去5年の同種・類似業務実績を提出してください。(様式は不問)
- ウ ヨコハマトリエンナーレ 2017 の完了まで、業務を履行できること。
- エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者
- オ 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づき破産手続開始の申立てがなされた者又は破産 手続の開始決定がされている者でないこと。
- カ 銀行取引停止処分を受けていない者
- キ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(更生又は 再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認め た者を除く。)でないこと。
- ク 参加意向申出書提出期限(平成29年1月18日(水))から、受託者の特定の日までの 期間中に「横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱」(平成16年4月1日制定) の規定による停止措置を受けていないこと。
- ケ 本人又は団体の代表者及び構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、 暴力団員の統制下にある者又は暴力団員の利益となる活動を行う者でないこと。
- コ 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- サ 過去又は予定も含め、本公募の評価委員会の委員が属していない者
- シ 宗教活動や政治活動を主たる目的としていない者
- (2) 共同企業体(当該業務を共同連帯して行うことを目的に、当該委託契約を種目又は細目別に分担した2以上のものが構成員となって結成した共同体。)である場合、次の条件を全て満たすこと。
 - ア 共同企業体は、5(1)イの実績を有すること。
 - イ 構成員は、5(1)ア及びウ~シの条件を全て満たすこと。
 - ウ 構成員は、3者以内とすること。
 - エ 幹事者を定め、全構成員の代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押印した共同企業 体の協定書を締結すること。押印する幹事者の印は契約時に使用するものと同一のものを 使用すること。
 - オ 構成員の分担業務が、業務の内容により、「共同企業体協定書」において明らかであること。
 - ※「共同企業体協定書」については、契約時に提出してください。
- (3) 共同企業体の各構成員は、当該業務について提案を行う他の共同企業体の構成員になっていないこと。また、共同企業体の構成員は、単体の企業として参加していないこと。

6 応募に対する制限

次の各項目に該当する者は応募及び共同提案者として参加することはできません。また、応募者は次の各項目に該当する者から支援を受けることはできません。

(1) 評価委員会の委員の三親等以内の親族

(2) 評価委員会の委員の三親等以内の親族が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属している者

7 応募方法

本プロポーザルに参加する場合は、必ず参加意向申出書を提出してください。

- (1) 提出期限 平成29年1月18日(水) 午後5時まで【必着】
- (2) 提出先 横浜トリエンナーレ組織委員会事務局 (横浜市文化観光局文化プログラム推進課内) 担当 藤森、堤 〒231-0015 横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル6階 電話 045-671-2278
- (3) 提出方法 郵送 (配達記録郵便又は書留) 又は提出先への持込み
 - ※注意 提出期限を過ぎた場合は、受け付けません。ただし、配達業者の事由により到着が 遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。

郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

持込みの場合は、平日午前9時から正午、午後1時から午後5時の間に受け付けます。

- (4) 提出書類
 - ア 参加意向申出書 (様式1-1:単独提案の場合) (様式1-2:共同提案の場合) 1部
 - イ 同種・類似業務実績(過去5年分) 1部
 - ウ 誓約書(様式1-3) 1部(共同提案の場合は、参加する構成員各1部ずつ)
 - エ 参加資格確認結果通知書の返信用封筒 1 枚 ※定形サイズの封筒を使用し、通知書郵送の宛先を明記のうえ、82 円切手を貼付してください。
- (5) 参加資格確認結果の通知及びプロポーザル関係書類提出要請書の交付

応募者の参加資格を確認し、資格の有無に関わらず参加資格確認結果通知書(様式5)を 郵送します。 (発送予定日 平成29年1月20日(金))

なお、提案資格があることを確認できた場合は、併せてプロポーザル関係書類提出要請書 (様式6)を交付します。 (交付方法 電子メールによる交付)

- 8 提案書の提出
 - (1) 提出書類
 - ア 提案書(様式3、別紙1~5)
 - イ 参考見積書(様式4)
 - ※併せて内訳書も提出ください。

概算業務価格(上限)は82,900千円(税込)です。

- ウ 直近2か年分の決算報告書(共同提案の場合は構成員それぞれのもの)
- (2) 提出部数 9部(正8部 複写用1部)
- (3) 提出期限 平成29年2月17日(金)午後5時まで【必着】

- (4) 提出先 7(2)と同じ
- (5) 提出方法 7(3)と同じ
- (6) その他

ア 全て片面刷りとしてください。

イ 様式3及び様式4を除き様式は自由としますが、用紙の大きさは原則A4判とします。

9 提案書の内容

- (1) 提案内容については、次の課題に対する提案とします。詳細については、「提案書作成要領」を参照してください。
 - ア 業務方針、業務体制及び作業工程計画書について
 - イ 業務遂行上の課題とその解決方法について
 - ウ 民間事業者の持つ優れた技術力やノウハウの活用について
- (2) 提案書を特定するための評価基準 別紙「提案書評価基準」のとおりです。なお、参考見積金額は評価の対象としません。
- 10 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施予定 平成29年2月下旬(予定)
- (2) 会場 〒231-0015 横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル6階 局会議室
- (3) 出席者 統括責任者を含む3人以下としてください。
- (4) 所要時間 説明時間は1者約20分を予定しています。別途質疑応答を行います。
- (5) 内容

ア 提案書 (様式3、別紙 $1\sim5$) に記載した内容について、説明していただきます。パワーポイント等の使用は可能ですが、提案書 (様式3、別紙 $1\sim5$) に記載した内容に限り認めます。

イ ノートパソコン・プロジェクタ等機材を持ち込む場合は事前にご連絡ください。

- (6) 結果通知日 平成29年3月上旬
- (7) 結果通知方法 結果通知書(様式7)を電子メールで交付
- (8) その他

ヒアリングの日時等詳細は別途お知らせします。

- 11 手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 契約書作成の要否 要します。

13 関連情報の入手先

横浜トリエンナーレの公式ウェブサイト (URL: http://www.yokohamatriennale.jp/)

14 その他

- (1) 本プロポーザルは与えられた条件下において参加者の考え方や具体的な準備・運営に関する実力等を「提案」を通して評価し、委託業者を選定するものです。業務の実施に関しては、プロポーザルの内容にかかわらず、横浜トリエンナーレ組織委員会と協議の上行うこととします。
- (2) 業務の全部を再委託することはできません。

15 事務局

横浜トリエンナーレ組織委員会事務局

(横浜市文化観光局文化プログラム推進課内) 担当 藤森、堤

所在地 〒231-0015 横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル6階

電 話 045-671-2278

FAX 045-663-1928

※提案書作成に関する質問は、別添「提案書作成要領」の規定のとおり電子メールを使用してください。電話及びFAX等による質問の受付及び回答は一切いたしません。